

令和8年度広報分析事業等委託業務プロポーザル審査要領

令和8年度広報分析事業等委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和8年度広報分析事業等委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす事業者
- (2) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者
- (3) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類をすべて提出した参加者

2 審査の項目及び点数

総合得点は、228点とし、審査項目とそれぞれの配点は、別紙「令和8年度広報分析事業等委託業務企画提案書審査基準」(以下「審査基準」という。)のとおりとする。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和8年3月25日(水)13:30～

場所：オンライン又は集合型(別途参加者に通知)での開催

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1者30分とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
※その他の具体的な内容はオンライン説明会で説明します。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 合計得点が6割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としません。